

（三）  
岡姫等事、

（七）  
政府は以上の労働階級の欲求を施すに  
行するに当り、  
財政源と関係税に  
財政源の新設及び軍需の撤廃等に  
なる事、

本會はブルジョア及びその政府に向か  
失業者の  
解決の案として左の諸項を  
実行せしむる事  
を決議す。

一九三三年二月

東京の日

南葛

労働

會

組合労働組合規約

(一九三三年三月)

第一章 総則

第一条 本組合は労働者及びその家族を  
本組合の目的とする。

第二条 本組合は労働者及びその家族の  
利益の保護を目的とする。

第三条 本組合は労働者及びその家族の  
福利の増進を目的とする。

第四条 本組合は労働者及びその家族の  
生活の安定を目的とする。

第五条 本組合は労働者及びその家族の  
教育の普及を目的とする。

第六条 本組合は労働者及びその家族の  
健康の増進を目的とする。

第七条 本組合は労働者及びその家族の  
生活の安定を目的とする。

第八条 本組合は労働者及びその家族の  
生活の安定を目的とする。

第九

第十